

# 自転車乗車用ヘルメット購入費用の一部を補助する制度が新たに始まります！

2023年  
10月から！

安全基準を満たした自転車用ヘルメットを購入された方に最大で**1,500円**を補助します！



## 補助対象者

町内在住の方で他の同様の助成や補助を受けていない方  
※使用者1人(ヘルメット1個)につき1回限り

## 補助金額

ヘルメット購入費用の1/2(100円未満は切り捨て)  
(上限額は1,500円)

## 補助対象となるヘルメット

本年度中に購入したヘルメットで、以下のいずれかの安全基準を満たす新品の自転車乗車用ヘルメット



SGマーク



JCFマーク



CEマーク



GSマーク



CPSCマーク

※上記以外でも、自転車用ヘルメットとして一定の安全基準を満たす場合は、対象となります。

## その他 (注意事項)

- ◇運転者だけではなく同乗者のヘルメット購入も補助対象となります。
- ◇津野町の小中学生を対象にしたヘルメット補助金とは別事業となります。
- ◇他の同様の助成・補助と重複して申請はできません。
- ◇申請の際に領収書(原本)、安全基準に関する認証等(写し)が必要になります。
- ◇原則、他に対象となる助成・補助金などがある場合、本補助金制度は対象外となります。
- ◇使用者が未成年の場合、申請者はその保護者となり、使用者がその未成年の方となります。
- ◇申請方法など詳しい内容については、裏面をご確認ください。

## お問合せ

津野町役場 総務課 [交通安全担当]  
電話：55-2311

大人だけではなく幼児の方なども対象だよ！



裏面へ

◎申請期間：

当該ヘルメットを購入した年度内[4/1～3/31]



◎申請時の提出書類：

- ①津野町自転車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②領収書(原本)※品名、購入年月日、購入価格、購入先が明記されたもの
- ③安全基準に関する認証等(写し) [例…保証書、取扱説明書など]

※場合によっては、その他追加で書類の提出をお願いする場合があります。

◎提出先：

- ①津野町役場本庁舎[総務課]
- ②津野町役場西庁舎[介護福祉課]

※申請書は本庁舎・西庁舎にそれぞれありますが、津野町のホームページにも掲載しております。

## Q&A



Q1. 前年度に購入した、ヘルメットは対象になりますか？

(A) 補助対象外となります。購入した年度中に申請をお願いします。

Q2. 保証書、取扱説明書を紛失し安全基準の証明ができません。どうすればよいですか？

(A) 製造元のホームページやカタログに対象製品の安全基準に関して記載している場合があります。そのページをコピー等していただきご提出ください。

Q3. 町民税に滞納がありますが補助申請はできますか？

(A) 町に納めていただくべき税金や使用料等に、現在滞納がある方(世帯)は対象外となってしまいますので、その場合は納めていただいた後に申請をお願いします。

Q4. 子供の通学用のヘルメットを今回新たに買い、津野町の教育委員会が行っている小学生(中学生)用のヘルメット補助金を申請しましたが、こちらの補助金も申請してもよいですか？

(A) 他の同様の補助金を申請している、または交付を既に受けている場合は、補助対象外となる為、申請ができません。

Q5. 自転車を運転するのは私ですが、子供を同乗させることがあります。同乗させる子供のヘルメットは補助の対象になりますか？

(A) 同乗者のヘルメット購入も補助の対象となります。

Q6. 以前に一度この補助金を申請しましたが、ヘルメットが壊れたので買い換えました。また改めて補助金の申請をしてもよいですか？

(A) お一人につき1回(ヘルメット1個)の申請となりますので、以前に交付決定を受けられたことがある方は対象外となります。

Q7. 他の同様の補助金があり、補助金額が同じですが、この津野町の補助金の方で申請をしてもよいですか？

(A) 同額、もしくは他の補助金額が高い場合、本補助金は対象外となります。

Q8. 知人から買った中古のヘルメットは補助金の対象となりますか？

(A) 補助対象製品は安全基準を満たした、新品未使用品のヘルメットを購入した場合に限られます。したがって中古品は補助対象外となります。